

特集 《地方自治体の知財への取り組み》

# 埼玉県の知的財産への取組

埼玉県産業労働部新産業育成課

## はじめに

経済のグローバル化に伴い、中小企業は海外を含めた厳しい競争に直面しています。こうした中で、企業が他社との差別化を図り成長していくためには、研究開発などを活発化させ、その成果を特許などの知的財産として保護・活用し、付加価値の高い新技術・新製品を創出していくことが極めて重要となっています。

そこで埼玉県では、中小企業の知的財産の創造・保護・活用を促進するための方向性を示した「埼玉県知的財産戦略」を平成 17 年 3 月に策定し、知的財産を切り口に産業競争力の強化を図る「知的財産立県づくり」を推進しています。

## 知的財産戦略に基づく施策の推進

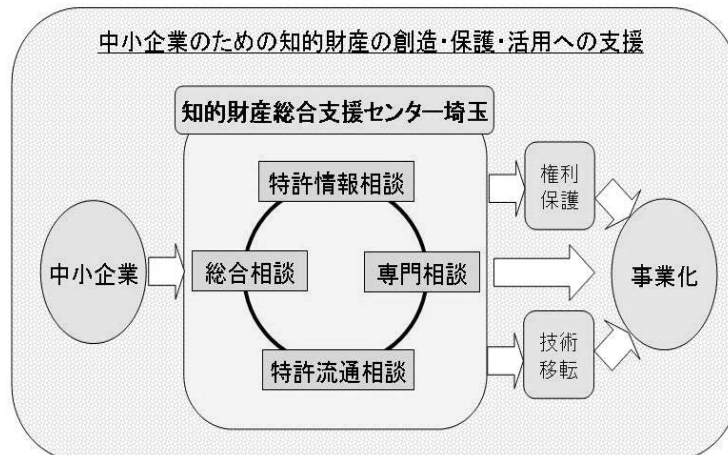
この戦略における最重点施策が、「中小企業のための知的財産総合支援体制の整備」です。中小企業の知的財産に関する取組を支援する機関として、平成 17 年 5 月、「知的財産総合支援センター埼玉（略称：知財センター）」を大宮ソニックシティビル（さいたま市）内に設置しました。

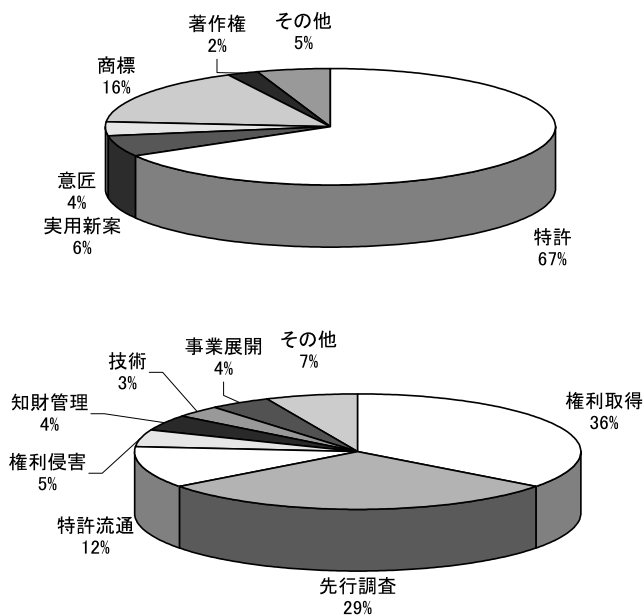
この知財センターでは、知的財産に関して中小企業が抱える様々な課題に対し、ワンストップで相談に対応できる体制を整えました。具体的には、専門のアド

バイザーが知的財産に関するあらゆる相談に対応する「総合相談」、特許情報の検索や活用に関する相談に応じる「特許情報相談」、他社の未利用特許の活用や自社特許の他社へのライセンスといった相談に応じる「特許流通相談」、そして、より専門的な見地から弁理士・弁護士が相談に応じる「専門相談」を行っています。



開所から 2 年半が経過したところですが、相談件数は 10 月末時点の累計で約 6,000 件、年間では 2,400 件程度となっています。センター設置前に県に寄せられていた相談は年間 400 件程度でしたので、相談窓口のワンストップ化により、知的財産に関する相談ニーズを大きく掘り起こしたと言えます。





相談状況を知的財産の区分別に見ますと、特許に関する相談が67%、商標に関する相談が16%と、特許・商標に関する相談で全体の8割を占めています。相談の内容としては、特許の取得など権利化に関する相談が36%、特許等の先行調査に関する相談が29%、特許の流通に関する相談が12%、権利侵害に関する相談が5%となっています。知財センターは、中小企業が抱えるこれらの様々な課題の解決に貢献しており、頼れる相談機関として中小企業に定着してきたものと自負しております。

知的財産戦略では、以上のほか産学連携の促進や人材育成、映像コンテンツ産業の振興など、知的財産の創造・保護・活用に関する様々な施策を位置づけ、戦略に基づいた総合的な取組を行っています。

また、県庁内の部局横断的組織である「埼玉県科学技術振興・知的財産戦略推進本部会議（本部長：副知事）」や外部の有識者で構成する「彩の国知的財産立県づくり懇談会」を設置するなど、部局間の総合調整

や実施状況の評価を行う進行管理体制の構築も行い、戦略の着実な推進を図っています。

### 今後の方向性

現行の知的財産戦略に基づく取組によって、「知的財産立県づくり」を進めるための基盤整備は大きく前進しました。今後はこれらの基盤を最大限活用しながら、中小企業の知的財産の創造・保護・活用をより一層促進するため、更に取り組を強化していきたいと考えております。

その一つとして、これまでの総合的な相談対応や人材育成に加え、中小企業の経営者層のマインドをより一層知的財産に向けてもらうための意識啓発など、知的財産重視の企業経営を普及していくための活動に取り組んでまいります。

また、地域の産業や製品等にアイデアなどの知恵を組み込み、付加価値を向上させるため、地域産業のブランド化に向けた取組を開始したいと考えております。

### おわりに

本県の知的財産に関する本格的な取組はまだ始まったばかりです。中小企業の知的財産部としての役割を担う知財センターを中核として、引き続き各企業の実情に応じたオーダーメイド支援を行い、知的財産立県づくりを進めてまいります。今後とも皆様方からのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

#### お問い合わせ先

埼玉県産業労働部新産業育成課

科学技術・知財戦略担当

TEL：048-830-3737

E-mail：a3730-02@pref.saitama.lg.jp